

RDF発電所だより

定期安全管理審査を受審しました

電気事業法に基づく2年に1度の定期事業者検査を1号ボイラーについては3月から4月にかけて、2号ボイラーについては5月から6月にかけて実施し、1号ボイラーは5月に、2号ボイラーは7月に、国に登録された審査機関による定期安全管理審査を受審しました。

※定期事業者検査・・・電気事業法第55条第1項に基づき、特定電気工作物（RDF発電の設備）について、設置者（三重県）が定期的に技術基準（電気事業法で定められた基準）に適合していることを確認する検査をいいます。

※定期安全管理審査・・・電気事業法第55条第4項に基づき、特定電気工作物設置者の定期事業者検査の実施に係る体制を、国に登録された審査機関が審査することをいいます。

ボイラー清掃自主点検を実施しました

7月27日から、1号ボイラーの清掃自主点検を実施しました。ボイラーは、約4ヶ月毎に停止して点検を実施しています。発電所でのRDFの焼却・発電は今月中に終了いたしますが、最後の最後まで、安全・安定運転に取り組みます。



ボイラー点検の様子



排ガス処理設備点検の様子

発電所の運転状況

7月の運転は、4,154トンのRDFを受け入れ、618万kWhの発電を行い、所内電力等を除いた483万kWh（一般家庭約18,000戸の消費電力1ヶ月分相当・発電によるCO₂削減量は約1,800トン）の電力を供給しました。発電所では、8月1日現在で4,214日の無事故・無災害を継続しています。

RDF発電所の最新情報は

三重県企業庁ホームページアドレス
<http://www.pref.mie.lg.jp/D1KIGYO/>

発電所に関するご質問ご意見等につきましては、
 企業庁三重ごみ固形燃料発電所まで
 〒511-0125 桑名市多度町力尾 4028
 TEL : 0594-32-3468 FAX : 0594-32-3469